

## 議案第68号

### 港区職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

#### 1 目 的

加齢による諸事情への対応や退職後を見据えた地域貢献など、定年退職前の働き方の選択肢を広げ、高齢期職員の能力・経験の活用と働きやすい職場づくりの推進を目的として、港区職員の高齢者部分休業に関する条例を制定します。

#### 2 制定内容

##### 第1条（趣旨）

この条例は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めます。

##### 第2条（高齢者部分休業の承認）

高齢者部分休業について、1週間当たりの通常の勤務時間の1/2を超えない範囲内で、区規則で定める日又は時間内において、1日又は30分を単位として承認することを定めます。

また、高齢者部分休業を取得できる年齢を55歳からとすることを定めます。

##### 第3条（承認の取消し又は休業時間の短縮）

高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができることを定めます。

##### 第4条（休業時間の延長）

公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業の休業時間を延長することができることを定めます。

##### 第5条（給与の減額）

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該勤務しない1時間ごとに給与を減額することを定めます。

##### 第6条（委任）

条例の施行に関し必要な事項については、特別区人事委員会の承認を得て、区規則で定めます。

#### 3 施行期日

令和5年4月1日